

議 長	副議長	局 長	次 長	係 長	係	合 議

福祉環境委員会記録

平成 29 年 12 月 12 日(火)
 全 員 協 議 会 室
 9 時 58 分 ～ 16 時 25 分

【委 員】 柳楽委員長、上野副委員長、村武委員、布施委員、芦谷委員、田畑委員
 澁谷委員、西村委員

【執行部】 前木健康福祉部長、原田地域福祉課長、白根地域医療対策課長、
 久保健康長寿課長、河上子育て支援課長、
 斗光市民生活部長、猪木迫医療保険課長、木屋環境課長、塙総合窓口課長
 吉永金城支所長、大崎市民福祉課長、塚田旭支所長、西川市民福祉課長、
 細川弥栄支所長、小池市民福祉課長、斎藤三隅支所長、大田市民福祉課長、
 河野上下水道部長、坂田管理課長、新森工務課長、桑原下水道課長

【事務局】 三浦書記

議 題

- 1 議案第 62 号 浜田市やすらぎの家条例の一部を改正する条例について
- 2 議案第 66 号 浜田市水道給水条例について
- 3 議案第 75 号 指定管理者の指定について (ラ・ペアーレ浜田)
- 4 議案第 76 号 指定管理者の指定について(浜田市火葬場及び浜田市弥栄火葬場)
- 5 議案第 77 号 指定管理者の指定について (浜田市旭火葬場)
- 6 議案第 78 号 指定管理者の指定について (浜田市三隅火葬場)
- 7 議案第 84 号 財産の無償譲渡について (浜田市やさかやすらぎの家)
- 8 議案第 85 号 財産の減額譲渡について (長浜町 1900 番の宅地)
- 9 陳情審査
 - (1) 陳情第 1 号 病児保育の継続、実態、要綱について理解できる説明を求める陳情について
 - (2) 陳情第 2 号 浜田市社会福祉協議会の適切な運営を求める陳情について
 - (3) 陳情第 3 号 民生委員の空白地域解消並びに民生委員の負担軽減を求める陳情について
- 10 所管事務調査
 - (1) 平成 29 年度末に終了する各種計画の進捗状況について
 - (2) 病児病後児保育について

- (3) 民生児童委員に関する状況等について
- (4) 浜田市社会福祉協議会への委託事業について

11 執行部報告事項

- (1) 浜田市保健医療福祉総合計画等の改定の進捗状況及びパブリックコメントの実施について
- (2) 特別養護老人ホーム・グループホームへの自宅からの待機者数調査結果
- (3) 放課後児童クラブ（杉の子第3学級）の増設について
- (4) 浜田市子育て支援センターの検討状況について
- (5) 水道料金の改定について
(配布資料) 浜田市人口状況（平成29年8月末～10月末）

12 その他

【議事等の経過】

[9時58分 開議]

柳楽委員長

ただいまから、福祉環境委員会を開会する。ただいま出席議員は8名で定足数に達している。

傍聴者に申し上げる。本委員会のビデオ撮影については、浜田市議会委員会傍聴規程第5条、傍聴人の写真、映画等の撮影の禁止規定により、委員長として許可しないこととするという項目があるが、委員の皆さん、一言ずつご意見をいただきたい。

芦谷委員

今まで通り、委員長の判断により許可をしない。

澁谷委員

原則公開なので基本的には撮影に賛成だが、今回の案件の中に病後児保育のようなナーバスなものもあるため、その部分については、撮影をやめていただければと思う。それ以外は良い。

田畑委員

賛成であるが、陳情第1号については撮影禁止、それ以外は良い。

西村委員

既に本会議も議運も撮影許可する方向で動いているし、それで良いと思うが、陳情1号については関係者から異議申し立てのような経過もあるため、それを考慮して撮影禁止。それ以外は許可しても良いと思っている。

布施委員

一部許可して一部不可とするのは、議会改革の中でこれから進めていく流れがある。委員長の許可を得たものに限りこの限りではないというが、私は撮影は禁止した方が良いと思っている。

村武委員

委員会規程第5条に書かれているとおり、撮影不可として欲しい。ただ、今後については議会改革で丁寧な議論を進めて決めて欲しい。今日は撮影不可にしてもらいたい。

上野委員

来年1月から取り組みが進んでいるため、出来れば来年からにして、今日は撮影して欲しくない。

柳楽委員長

委員長判断とする。傍聴者にお願いする。陳情1号については撮影を禁止させていただきたい。それ以外は許可する。

(「はい」という声あり)

それでは、ここで11月10日開催の当委員会の調査会でご挨拶いただいていない管理職の皆さんから挨拶を受けたい。

《 執行部挨拶 》

以上の皆さんよろしく願います。ではさっそく議題に入る。

議題1 議案第62号 浜田市やすらぎの家条例の一部を改正する条例について

柳楽委員長	本委員会に付託された 8 件の審査に入る。 この件について執行部から補足説明があれば。 (「ありません」という声あり)
柳楽委員長 布施委員	委員から質疑は。 議案質疑の執行部の答弁で、定員 5 名で現在入所者が 2 名という 答弁だったが、間違いないか。
健康長寿課長 布施委員	定員は 6 名と回答したと思うが。 聞き間違えた。財政効果はどのくらいか。
弥栄市民福祉課長 布施委員	現在年間指定管理料 80 万円支払っている。それが不要となる。 計画では 1 年 80 万円で 4 年間 320 万円の効果。民間譲渡とのこ とだが、今後こういった財政効果が出てくるものが出ると思う。適 正処理を願う。
柳楽委員長	そのほか、何かあるか。 (「なし」という声あり)

議題 2 議案第 66 号 浜田市水道給水条例について

執行部報告事項 (5) 水道料金の改定について

柳楽委員長 管理課長	この議案については執行部報告事項と合わせて進めたいと思う。 この議案審議に伴い、今日の執行部報告事項の項目が関連するた め、資料をもとに説明させていただく。 (以下、資料をもとに説明)
柳楽委員長 上野副委員長	委員から質疑は。上野副委員長。 あさひ社会復帰促進センターなんかは大量の水を使われると思う。 話をされているのか。相手方の様子が分かれば。
管理課長	今回の条例については、料金体系もちろんながら、区分も統一 する準備をしている。旭の施設については非常に大量に使っていた だいでいる。これについては従前から料金改定をすると話をしてい る。考え方も説明している。
柳楽委員長 澁谷委員	他に。 具体的な大規模事業者、口径 40 ミリ一か月使用料の値上げの資 料を頂戴しているが、事業者に該当する水産加工業や福祉関係が、 各地域にそれぞれ何社あるのかお尋ねする。
管理課長 澁谷委員	40 ミリの所だろうか。 はい。

管理課長 上水道の40ミリのエリアでは概ね190件。それ以外の簡水1(金城・旭・弥栄)は約40件。三隅は2件。

澁谷委員 残り150社あるということか。

管理課長 概ねそれくらい。

澁谷委員 大口の最高額は月額は。800ミリ以上使っている所は毎月どのくらいの金額か。

管理課長 使用水量についても今回区分分けし、最初は少しずつ増えていくが、量が増えると少し下がる仕組みにしている。旧浜田市40ミリも、使用水量で言うとなぜかな量から、100トン200トンもあれば、1000トンを超える事業者もある。1000トンを超えとなると、10パーセントも満たない値上げになると思う。中堅にとっては今回の改定は大きいと思う。口径と使用水量によって大きく変わる。使用水量も区切りがあるので、ラインすれすれの所は多少値上げ率が変わる。

澁谷委員 金城・旭・弥栄で3万円以上値上げが40社。固定費も上がる。大口使用者の理解を得るための説明は終わっているのか。

管理課長 正式にこの数字でというのは当然条例が済んでからだが、これからしっかり説明してご理解を得る予定。

澁谷委員 金城・旭・弥栄の方は値下げになるが、その辺の感触はどう掴んでいるか。

管理課長 上水道と簡易水道との統合は、それまでの成り立ちが違う所からスタートしている。使用料金で賄うのが上水。簡易水道は福祉水道的に整備してきた。どうしても今までの自治体の考え方で料金設定をしていた。今まで高かった金城・旭・弥栄の方は、安くなるのは歓迎だが、今まで高かったんだから安くならないのかと言われる方もいる。

澁谷委員 あと、老朽管の更新計画を市民の皆さんに提示していただかないと、議員から市民への説明も出来ない。その辺の計画はいつ頃我々の手元に届くのか。

工務課長 管路更新計画だが、基本的な考え方として、上水だけでなく簡水エリアも老朽管が18キロ程度あって、湧水率が低い所もある。簡水エリアの更新と上水エリアの更新を含めながら、上水エリアについては、湧水率が低いところの改善を先ず図る。それと、安全安心な水の提供ということで、浜田沖地震、特に浜田地区において、地震対策地域の②と指定されているので、更新に合わせて管路は耐震

管を使う。更新については、短期、中期、長期の3段階の予定。有収率が一番低い原因として、古い管がある。竹迫配水池の水系、具体的に朝日町から紺屋町、殿町、港町エリア。これについて補助メニューを入れて3、4年かけて更新をはかる。来年補助を取り入れる。県の薬事衛生課と打合せしている。エリアは抽出しているが、路線が具体的に決められるのは来年。今の考え方とすれば短期的には竹迫配水池水系、中期的には熱田から周布を5~7年で更新したい。長期的なのは重要な配水池に向けての管路。いずれにしても更新計画は年次計画をたてて補助が得られる。しっかり年次計画を作らせていただければ、皆さんにもお示しできる見える化が図れるのではないかと思う。

澁谷委員

昨日総務委員会があつて、中期財政計画系の説明があつた。あれには今後10年が網羅されていた。あの中期財政計画系は水道は特別会計で入っていない。非常にベールに包まれている。それをフラットに見える形で、分かりやすく、説明いただかないと。もっと具体的な形というか。問題解決が先送りになっているようにしか聞こえない。来年の更新計画は中期財政計画系ときちんと整合性があっているのか、なっていないのでは。この場限りの答弁にしか聞こえない。財政的基盤の確たる確認が取れた上なのか再度お訪ねする。

工務課長

財政計画だが、水道の方で経営改善計画を作っている。試算をしている。その中の建設費を年次で試算している。その中の予算を各年ごとに使って、補助や単独事業を入れる。計画の見える化についてだが、現在浜田市水道ビジョンをホームページで公開している。ホームページを活用しながら管路更新計画を市民の皆さんに見ていただければと考えている。

澁谷委員

課長は基本的に水道ビジョンやアセットマネジメントとか、それは我々も頂戴しているが、厚労省の水道ビジョンと全く同じ。浜田市独自の切り口、皆さんの知恵が入っているようには見えない。仕事のやり方として、本当に市民側に向けた仕事になっているのかの疑問がある。それに明確に答えていただければ。この値上げで終わるのかとか。老朽管破裂するような事態になれば、賄いきれないのではとか。今回市民の皆さんの理解を求めて、また上げたりしないよう、先々こうだという説明を。ある程度将来展望が見えない限りは、議員としても説明のしようがない。年金だけの生活だとか、先

祖の固定資産税とか、必死に払っている方もいる。市民の皆さんにとってはわずか千円、二千円も大きい。そこが分かるような説明資料がいただきたいし、水道部の考え方を示していただきたい。

工務課長

なるべく見える形で。ただ、今考えているのは、早急に漏水を直すことに集中していきたい。その集中の仕方を、住民説明会等でしっかり見せていかないといけないと思っている。あと、どうしても技術的な話になるかもしれないが、管路のなおす方法も皆さんに分かりやすいよう、地震にも強いとアピールして理解してもらいたい。

柳楽委員長

他に。西村委員。

西村委員

どうしても理解できないので聞かざるを得ない。一般質問でも、議案質疑でもお聞きしたが、料金の値上げをするわけだが、3年間の激変緩和措置を講じると。それに要する費用はいくらかと聞いたが、4億2千万円とおっしゃった。しかし一般会計からの料金値上げに伴う繰り入れが5億3千万円とおっしゃった。1億1千万円のギャップがある。そのギャップは何に使われるのか、私は今だによく分からない。もう1回お聞きしたい。

管理課長

5億3千万円、考え方だが、最初に値上げした際は、水道料金を改定して行かないと水道事業が成り立たないので、試算したところ約60パーセントの値上げになるだろうというところからスタートした。10億弱ぐらいの現行料金であるのが、16億近くないとやっていけないということで、60パーセントの値上げなど聞いたことがない。かなり事業を見直したり、給与改善をして行かないといけないという中で圧縮した形、これで何とかいけるようにと、審議会で審議いただいたのが39パーセント。あわせて3ヶ年は激変緩和が妥当であるということになった。単純に絵を描くと、3分の1ずつ、トータルで3か年概ね5億3千万円という数字が出てきた。ベースは平成24年度前後の決算数値である。それから簡易水道と上水道の統合、28年度末で統合して、29年度で統合するつもりが財源確保できなかったのが1年先送りになった。39パーセントの時、国からの高料金対策、財政措置がなかった。そして時期を置かず、国に対しても支援を求めるようにと審議会から付帯意見が出た。国から一度はなくなるだろうという高料金対策が継続になる。しかし5年間は10割出すが、それ以降は少しずつ減らすと言われた。従って国の高料金対策の試算が概ね1億2、3千万となる。そういっ

た額を値上げを抑えるために入れる。それから直近の決算、例えば1年終わってこれくらいの出入りがあった、その中で収入額と激変緩和額との間に使おうと思っていた5億3千万円だが、改定額を算定するために溶け込んでいった。料金収入そのものは人口減で毎年1千万ずつ減り続けている。そういう資産の中で、国からの支援があったり、どのエリアでどう料金改定していくか試算する中で、5億3千万はある程度固定した数字として捉えている。それを含めて3ヶ年激変緩和することとして、もらえるだろう料金収入と激変緩和額を考慮して。1億1千万円は全体の改定額抑制に溶け込んで充てられている。

西村委員

わかった部分と分からない部分がある。要するに高料金対策というのはなくなると思ってたけど続いたというのが1つ、それが大きな財政的な問題で、値上げ幅を低く抑えられた。今回の計画を組まれたと思う。高料金対策が続くとは言いながら、6年目から低減する。何年から低減するのか教えていただきたいが、低減の累積がほぼ1億1千万円から1億2、3千万円になり、それだったら話が合う。それを見込んで値上げ幅を設定したのであれば、お話は理解できる。そうでないなら、話が合わないので浮いた1億1千万円何かを使って、3年の激変緩和を4年にすべき、あるいはもっと値上げ幅を抑えるべき、1パーセントでも2パーセントでも。それが筋だと私は言いたい。6年目以降は低減で減っていくという頭が私になかったので、もう一度お訪ねしたい。

管理課長

低減は6年目からになる。国の現段階での高料金対策支援の考え方、そもそも今回の料金改定はどういう考え方でスタートしているかと言うと、だいたいどのくらいのスパンで料金設定されていたのか。日本水道協会という団体が料金改定の大型の指針を持っていて、それが3年から5年としている。したがって今回先ず5年間の収支均衡から料金設定している。従って、今の5年間高料金がまるまる入る前提の収支均衡から料金設定をしている。6年目以降は改めて考えなければならない。であれば料金の低減に使うべきではない。その39パーセントから今回24.8パーセントに落ちているところにもう使っている。先ほど溶け込んでいるというのは、今回の料金改定に使って、それに対して激変緩和に充てている。

西村委員

やはり私の考え方は今の答弁を聞いて決して間違っていないと思っ

た。要するに期間を5年に限定しているのだから、6年目以降は関係ない。そう考えれば3年を4年に延ばせば丁度1億くらいかかる。或いは、1パーセントでも2パーセントでも、1億円使って25パーセントを下げるべきだ。今回の料金改定が、簡易統合に伴う、料金改定の中身のようなものなのだから、そこに焦点をあてるなら、1円でも2円でも料金を少しでも下げるのが筋だと私は思っているので何度も聞いている。今の答弁を聞いて私は正しいと確信した。

柳楽委員長

その他。

芦谷委員

管路更新の説明では、竹迫配水池の関係で、紺屋町、港町、朝日町、殿町といった地域は3年5年でということだが、管路更新をして有収率が年1パーセント近く下がっている。それはどのように改善するのか。

工務課長

有収率の改善だが、竹迫配水池切り替えたとき約2パーセント落ちている。管路更新して落ちた分丸々戻るとは考えられないが、半分でも1ポイントでも改善が出来れば良いかなと、それを目標にしている。

芦谷委員

上水簡水の統合によって、具体的な経費節減、場合によっては維持管理の外部委託、そういうものがあればお示しを。

工務課長

統合事業を今年度までやらせてもらっている。主に水源施設を統合するといった仕事をやっている。水源地を4か所、浄水池を5か所統合・休止している。その分の運転経費が浮いてくる。

芦谷委員

管路更新計画と一緒に時で良いので、具体的な経費節減見通しを是非示して欲しい。

柳楽委員長

他に。

(「なし」という声あり)

ここで暫時休憩とする。再開を11時5分とする。

[10時55分 休憩]

[11時05分 再開]

柳楽委員長

会議を再開する。

議題3 議案第75号 指定管理者の指定について（ラ・ペアーレ浜田）

柳楽委員長 執行部から補足説明があれば。
(「ありません」という声あり)

柳楽委員長 委員から質疑は。

布施委員 選定方法が公募ということで、プレゼンテーションを行い、積み上げ点数方式により、しっかり判断して行われたと思うが、具体的にどのような評価をし選定されたのか。

地域福祉課長 点数方式の積み上げによる方法で、2社からプレゼンテーションを行った。指定管理選定委員会を10月17日に開催した。委員9名おられた。管理運営の妥当性、効率的な管理運営、サービス向上といったことを採点していただき、最終的にはシンコースポーツ中国株式会社が上回っていたので選定に至った。

布施委員 特に優れていた部分がなかったのか。名前は違うが前指定管理者の時は、今でもやっておられるのでインセンティブや経験などもあったと思う。水泳に対する運営はここも劣らない部分があると思う。今回のシンコースポーツ中国は特化的なものがあったのか。

地域福祉課長 新たな健康増進機械を入れた新たな取り組みが非常に評価された。

布施委員 新たな取り組みとは何か。

地域福祉課長 健康増進機械を使って、健康を高めるトレーニング法の提案があった。これが今後の利用者増とサービス向上に繋がると期待された点が評価されたものとする。

布施委員 既存のトレーニングではなく、新しい機械を取り入れるのが評価されたものと思う。公募にして、今まで不具合や色々指摘があった。担当課として、選定理由も聞き取りしないといけない。公募の時や、選ばれたところにきちんと指定管理ができるよう伝えたのか。

地域福祉課長 業者については現地確認も担当している。きちんとした指定管理ができるように話をこちらからした。この会社は今まで運営管理を非常によくやっており、担当課との連携もはかれているので心配ない。

柳楽委員長 他に。

澁谷委員 3422万円を5年間となっているが、どういう算出方法か。

地域福祉課長 指定管理料3466万5000円は、債務負担、29年3月議会で承認もいただいている。一応債務負担をいただいているわけだが、先般のご承認をいただいたペアーレ条例改正があり、祝日を開館する等の変更があった。債務負担を新たに算出し、30年度から単年度で

見ると 684 万 4000 円。これを 5 年分計算したところ、債務負担若干下回る。当初債務負担でとったのは 3466 万円だったが、改めて計算したら少し下がった。

澁谷委員

公営は収入がないので、維持管理費や人件費など指定管理料をだされると思うが、この施設は会員の利用収入も加味されている。その中でこの金額というのは、どういう基準があるのかが知りたかったのだが。

地域福祉課長

指定管理料算出の中身だが、人件費と光熱水費といった部分と、収入部分の 3 つを加味して算出した。

芦谷委員

健康づくりや介護予防で大変注目している。ここ数年の利用状況、数字がなければ増減の傾向を。

地域福祉課長

非常に人気のある施設。年間のべ 6 万人が利用されている。当初目的として、高齢者の健康づくりを当初目的にしていたが、最近ではトレーニングマシンやプールに対して、働き世代の利用もどんどん伸びている。高齢者向けの健康づくり施設というよりも、働き世代の利用施設にだんだん変わっている。

芦谷委員

5 年前の利用者数は。

地域福祉課長

23 年くらいから申し上げると、23 年度は 58,756 人、24 年度 61,663 人、25 年度は 64,841 人、26 年度は 64,794 人、27 年度は 67,663 人ということで、伸びてきている。

芦谷委員

注目したいのは、類似施設のアクアみすみと市の室内プールとの比較はどうか。

地域福祉課長

アクアみすみで申し上げると、利用人数は約 7 万人、ペアーレが 6 万 7 千人。室内プールについては数字を持ち合わせていない。

柳楽委員長

他に。

(「なし」という声あり)

議題 4 議案第 76 号 指定管理者の指定について(浜田市火葬場及び浜田市弥栄火葬場)

柳楽委員長

執行部から補足説明があれば。

(「ありません」という声あり)

柳楽委員長

委員から質疑は。田畑委員。

田畑委員

浜田の火葬場と弥栄火葬場は個別の指定管理が出されていたが、今回一緒になっている理由は。

環境課長

火葬場については指定管理者を指名という形で選定している。浜

田市火葬場と弥栄火葬場については、元々ライフサポートが指定管理者で管理運営をやってもらっている。今回一緒にすることで、市も受ける方も、事務効率化を図る目的で統合した。

田畑委員
環境課長

浜田火葬場と弥栄火葬場の 27 年くらいからの火葬体数は。

27 年度が浜田 730 件、弥栄 13 件。28 年度が浜田 734 件、弥栄 13 件。29 年度 11 月までが浜田 456 件、弥栄 5 件。

田畑委員

指定管理料が 1 億 3055 万円となっているが、個別金額をお示し願う。例えば、年間 2600 万円くらいのうち、浜田分と弥栄分の金額は。

環境課長

30 年度以降については分けた形での積算はしていない。

柳楽委員長

その他。

(「なし」という声あり)

議題 5 議案第 77 号 指定管理者の指定について（浜田市旭火葬場）

柳楽委員長

執行部から補足説明があれば。

(「ありません」という声あり)

柳楽委員長

委員から質疑は。

田畑委員

火葬体数は。

環境課長

27 年度が旭 66 件、三隅 90 件。28 年度が旭 64 件、三隅 109 件。29 年度 11 月までが旭 41 件、三隅 70 件。

柳楽委員長

他に。

(「なし」という声あり)

議題 6 議案第 78 号 指定管理者の指定について（浜田市三隅火葬場）

柳楽委員長

執行部から補足説明があれば。

(「ありません」という声あり)

柳楽委員長

委員から質疑は。

澁谷委員

指定管理は火葬場のみだけで、霊園とは区別されていると考えて良いか。

環境課長

はい。

澁谷委員

後で教えて。

(「なし」という声あり)

議題 7 議案第 84 号 財産の無償譲渡について（浜田市やさかやすらぎの家）

柳楽委員長	執行部から補足説明があれば。 (「ありません」という声あり)
柳楽委員長	委員から質疑は。
西村委員	事業の中身が高齢者への生活指導や生活支援とのことで。質疑では契約の中に事業の継続を謳うような答弁だったと思う。資料を見ても、社会福祉施設の目的以外には 10 年間使用しないのが譲渡条件として書いてある。契約書の中に、条件として含まれるような中身なのか。
弥栄市民福祉課長	譲渡後 10 年間は同じような施設として活用していただきたいとしている。この契約書に入ることになる。
西村委員	その契約書の中に、この家の条例に書いてあるような事業が明記されるのか。
健康福祉部長	一応契約書の中には、10 年間社会福祉事業を行う社会福祉施設として使うように明記される。
西村委員	私としては、これまでこのやすらぎの家は条例の目的、事業に沿ってやってきた施設だから、譲渡するなら基本的にその事業は受けてもらわないと困る。単に福祉施設云々ということなら、やめたって構わない。極端に言えばそれを契約書で明記しなければ法的にもまずいのではないかとやっている。
健康福祉部長	社会福祉事業として使いなさいという文言になっているが、両者の話しあいの中で、この家の場合だとお互いの了解の上で契約を結ばれている。ご心配はごもっともだが、現状としては文言として先ほどの言葉を入れている。お互いの了解の上で事業継続してもらう。
西村委員	何か頼りない。それで良いのかという気がする。一般的に福祉目的であればどういう使い方したって良いじゃないかと。信用関係があるからね。ただ、代が変わればそんな口約束みたいなもので動くものではない。具体的に明記することは難しくないし、それ以外のことが出来ないわけでもない。明記することがなぜそんなに難しいのか。私は契約書としてその方が良いのではないかと思うが。事業の継続を市としても確認できる。それがないと、本当に 10 年この事業は継続するのか不安になる。
健康長寿課長	契約書の記載もだが、市の関与の仕方も出てくる。社会福祉法人に建物を委ねると、今後の処分や担保の設定を法人が行う場合、市へ申請して、市が承認する必要がある。使い方は市が継続的に関与

健康福祉部長

するということで担保として確認をして行きたい。

言われること大変よく分かる。契約書の文言については担当の総務部と相談、研究して、ご指摘の方向が担保できるようにしていきたい。

柳楽委員長

その他。

(「なし」という声あり)

議題8 議案第85号 財産の減額譲渡について（長浜町1900番の宅地）

柳楽委員長

執行部から補足説明があれば。

(「ありません」という声あり)

柳楽委員長

委員から質疑は。

西村委員

決算審査の時に社会福祉法人への土地譲渡や貸付で、色々資料をいただいた中に、これに該当する資料も当然あった。それによると確か28年度の貸借料が滞納になっていた。29年度6月に納入された経緯があって、それが今回購入される。その資金があって何故滞納されたのか、素朴な疑問が生じる。事情を聞いてみたい。

併せて、色々資料として事前に審査に入る前にいただいた閲覧資料を見てみると、非常に目まぐるしく貸付料の契約の中身も、細かく変わっている経過がある。最初4年半くらい無料貸付期間があって、その後有料になるが、有料金額もどんどん変化する期間があり、ようやく平成20年代に入って80万程度の額に収まっている。一目で見るとそんな感じ。その中でさっき言った貸付料滞納があり、その法人がまた2000万近いお金を出して土地を買う。どうも何となく、ずっと入ってこない。貸付料の金額がしょっちゅう動いていたことについてと、買うことについての算出根拠も併せて説明を。

健康長寿課長

貸付料は現在約75万円。これは行財政改革推進課で取り扱っており、詳細は持っていない。確かに言われる通り、28年度に滞納があったがすぐ完納された。事情はわからない。

売却金額、介護保険事業の貸付用地を売却する場合も金額設定ルールが平成23年度からある。不動産鑑定評価額の2分の1、そのルールに基づいて、不動産鑑定評価額が3,876万円で、その2分の1ということで1,938万円である。

貸付料が過去から変わってきている件だが、平成13年くらいから事業が始まっているが、平成17年までは無料で行っていた。一

且金額設定をしたのがスタートだが、17年10月に合併があった。かなり取扱いが市町村で違っていたので、取り扱いを揃えた。現在は固定資産評価相当額の6パーセントで、平成20年度以降からその考え方で今日に至っている。

西村委員

最初におっしゃった不動産評価額の2分の1で売却するのだというのは非常によく分かったが、そのこととずっとこれまで賃借料を斟酌される様子は全くないのか。

健康長寿課長

今回は斟酌していない。

西村委員

今回の場合はということは、そうではない場合もあるのか。

健康成就課長

2分の1で行うルールしかない。

西村委員

もう1点確認したい。ずっとそこで法人として事業を続けてきた状態と、新たに土地を求めて買う場合は違うのか。算定の仕方や考え方は。

健康長寿課長

考え方は変わらない。

西村委員

私の聞き方もまずかったのかもしれない。滞納理由は調べてないとおっしゃった。それは分かるか。

健康福祉部長

管轄外であり、わからない。

(「なし」という声あり)

以上で、市長提出議案の質疑は終了とする。

議題9 陳情審査

(1) 陳情第1号 病児保育の継続、実態、要綱について理解できる説明を求める陳情について

所管事務調査 (2) 病児病後児保育について

柳楽委員長

ここで、所管事務調査(2)病児病後児保育についてと関連があるので、併せて説明していただきたいが、よろしいか。

(「はい」という声あり)

健康福祉部長

斎藤先生から陳情の要望があったが、今回の提出期限は過ぎていたので断ったところ、お手紙を預かっているので議員のみに配布したい。配っても良いか。

(「はい」という声あり)

では配布させていただく。

《 斎藤先生からの手紙のコピー配布 》

柳楽委員長	執行部から説明をお願いする。子育て支援課長。
子育て支援課長	(以下、資料をもとに説明)
澁谷委員	委員から質疑は。
子育て支援課長	早く決着をつけるためには、どういう形で着地点を見つけようとしているのか見当がつかない。
澁谷委員	国からの最終回答待ち。先生とも話をし、県に対して報告し、それを受けた県がどう動くか。
健康福祉部長	決算委員会で部長が答弁された内容、要綱通りに斎藤先生には対応してもらっていたので斎藤先生には問題がない、というのは一貫している。市長が新聞社に話をし、市側に問題があったと報道してもらえないのでは。市民の方に誤解を招いてしまったことを記者発表で知らせない限りは終わってない。だからこういう陳情も出ているのでは。執行部はずっと引っ張っていくつもりか。ある程度、物事の事実を判断してきちんと対応しないと解決したことにはならないのでは。斎藤先生の名誉回復のためにも。その辺の回答がいつも曖昧。1月中に判断することにならないのか。正直なところ、何を執行部は考えているのか。自分たちの名誉のことしか考えていない印象もある。県の判断を待ち続けるのか。
澁谷委員	市長も早く解決をと言っている。市の方は正しいと思っているが、県の判断によって補助金云々が関連してくる。そこがある程度はつきりしないと市長の記者会見にはならないと思う。島根県の判断が1つのポイント。それにより補助金の返還がもう1つのポイント。
健康福祉部長	県の判断を仰ぐために市長や副市長が担当部署と行かれて、トップ判断の時期に来ているのでは。まさか担当課長に任せきりではないだろうか。
澁谷委員	もちろん市長も副市長も努めている。
健康福祉部長	まだ考えているレベルか。
芦谷委員	間もなく。すぐ情報が色んな人に伝わるとお叱りを受けているので、今日はこの程度にさせていただく。
澁谷委員	斎藤先生の文書も拝見し、説明も聞いていた。調整中なのに追い打ちをかけるように陳情が出ている。県と浜田市で適切なかかわりとケアとあるので、市町村や県の現場の判断に任せている部分があると思う。県との協議でどうなっているのか、決着はいつごろにな

りそうか。

子育て支援課長

国からの最終通知が来た後、11月に県と話をした。県は国の要綱がこうであるから、あとは浜田市が持ち帰って判断しなさいとのことだった。私は何度も斎藤医院に足を運んでしっかり話を聞いた。先生の話の聞いたり、台帳と照らし合わせてみたりする中で、毎日100パーセント国の要綱に従っていたとはいいがたい。しかし、病児のこどもさんには全員で一番適切な対応をしていたとは思っている。どの時間で適切で無いなどチェックはできない。市は判断できないと思う。よって総括的にみて、この事業に対して、斎藤先生のやっていたことは要綱に反してはいないと判断した。

芦谷委員

県との協議の最終決着はいつ頃か。

子育て支援課長

今月中には。近々県に対して、アクションを起こし、あとは県の指示を待つ。こちらとしては早急に県の方に最終判断をお伝えしようと思っている。

芦谷委員

陳情書の扱いが今回の争点だ。ただ、崇高な事業なので、一刻も早く事業再開していただくようにしていただいて、なおはっきりしないことは少し先送りしてでも事業を進めて欲しいが。

子育て支援課長

まずは市民の皆さんにご迷惑をかけていたので、一刻も早く病児保育が再開できるよう頑張りたい。

布施委員

色々資料を拝見した。執行部から、適切な職員配置が行われていたと、資料に出ている。斎藤先生も書かれておられるが根拠のない部分があって、不当な扱いを受けたことによる名誉回復を望んでいる。病院としては市の要綱に沿ったためにこんなことになったのだから、病院はまっとうな運営をしていると思っている。県の補助金どうのこうの言う前に、そこをしっかりとケアするべきではないか。

健康福祉部長

今の市長の判断による。ここでの意見は市長に再度伝えて、思いは同じであるので、そこでまた。

布施委員

思いを伝えるのも良いが、何等かの行動を示さないと、何か決着が……まず第一は斎藤先生の名誉回復を考えて、その後に国の要綱と市の解釈の違いによって補助金の返還になるのか。行動で表して頂きたい。

健康福祉部長

伝える。まずは名誉回復はもちろんだが、市の病児保育再開が一番かと思っている。色んな意見をいただいたので伝える。

西村委員

事実関係がやはりよく分からない。時系列的に、いつ国からどう

いう文章あるいは指示が出て、それがどう変わって今日まで来ているのか。それと市の要綱がどうそれに対応してきたのか。現実にあんず保育所職員はどう配置されていたのか。この事実関係が未だに分からない。複雑で理解しがたい。それと色んな情報が錯綜していて、自分で整理ができない。絵解き風に、実態が分かるように示していただきたい。そうしないと、27年か28年に要綱変更になって、その後からのことが問題になっているように受け止められるが、元々看護師1名、3人までは保育士が1人ということだった。けど確か8月の調査会の時に、斎藤医院にも勘違いがあったと有福元課長も確か言ったように思うし、何が勘違いだったのかもはっきりしていない。私には見えない。何が事実なのか。何が国の要綱どおりに行っているのか行っていないのか。見えない。陳情の中身云々というよりは、病児病後児保育に関わるあるべき姿に対して、現実どうだったのかが見えないので、聞いていても質疑が非常に行い難い状況で、それが見えると色んなことをこちらから聞きたい。その一歩手前で自分が右往左往している状況に感じる。どうにかそれが分かるような形で、漫画チックでなくて良いから、対比で分かる形で指示していただくと解るのだが。常駐の認識が国と浜田市とで違う、あるいは斎藤病院とで違うのではないかということで疑義申し立てをしているそうだが、私が分からないのはそこだけではない。その辺の判断が自分でできない。正確な判断が現状では下せない。事実関係がよく分からない。

健康福祉部長
西村委員

これまでお配りした資料をもう一度見ていただいて。

ものすごくたくさん資料を貰っている。色んな筋からも。市が正式に委員会の場でこういうものを示した、これが現状なのだ、というものを示して欲しい。

柳楽委員長
健康福祉部長
柳楽委員長

資料の提出をお願いできるか。

相談させて欲しい。

では暫時休憩する。再開を1時半とする。

[12時26分 休憩]

[13時30分 再開]

柳楽委員長

会議を再開する。お手元に病児病後児保育の資料を配ってもらっ

ている。説明をお願いする。

子育て支援課長
柳楽委員長
田畑委員

(以下、資料をもとに説明)

委員から質疑は。

国の要綱、浜田市の要綱、斎藤病院の実態と3つの区分けになっている。平成23年度に国の要綱では保育士1人、浜田市はゼロとなっている。これが23年から28年まで続いている。この辺で国と浜田市とのボタンの掛け違いが生じたのだらうと思うがどうか。

子育て支援課長

紙ベースの要綱上では、市の方が要綱を直しておらず、落ち度であった。国の要綱が逐次送られてくるので、先生と話をする中で、先生もその認識の下で人数を見直しされておられたと聞いている。浜田市も国の変更が変わっていたのは承知していたが、紙上に全く反映させていなかった。

田畑委員

手落ちを認められているのは分かった。なら、市長が斎藤先生に申し訳なかったと言えないのか。市長が行こうが、副市長が行こうが、なぜ謝罪しないのか。斎藤先生にそれなりの道筋で頭を下げるのが人間としての筋ではないのか。

健康福祉部長

言われる通り。市長も副市長も謝罪はしている。しかし、全てが終わったわけではない。

田畑委員

間違いは早く正さないと、時間がかかればかかるほど不信感を持つ。市長も浜田市もあてにできないとなると修復不可能になる。市長が2回行った、副市長が2回行ったと言うが10回も20回も同じだ。補助金の話は斎藤先生には全く関係がないことだ。国の制度改正に係る手順ミスが原因だろう。

健康福祉部長

要綱の改正漏れが20年度、27年度、見逃していたことは既にお詫びしている。もちろん終わったわけではないと考えている。複数の議員からも同様の指摘があり、市長に申し伝える。

西村委員

この表は23年度から始まっているが、23年度の時点では全く国の要綱通りに職員配置がされていて、何ら問題はないという認識なのかどうか。

子育て支援課長

浜田市としてはそのスペースの中にずっといなければいけないという認識ではなかった。それを国に問うても回答がない。23年当時は施設内で人員が確保できて子どもに関わっていれば違反ではないと考えているので、間違っただけではないと考える。

西村委員

8月の調査会の質疑の中で、当時の子育て支援課長が勘違いをし

ていたというような発言をされていたが、それは今おっしゃっているような勘違いのことを指しており、国の要綱通りの職員配置をしていたという解釈なのか。

子育て支援課長

何をもって勘違いなのかは私には分からないが、看護師は必ず院内に複数いて、保育をするのだから保育士がいないといけないのではないかという病院側の配慮で、雇っておられたというのが勘違いだったのではないかなというのが私個人の推測である。

西村委員

時間外の部分で、当委員会あるいは調査会の会議録を入手した。それを読むと、これは8月調査会の会議録で、当時の子育て支援課長の答弁を読むと、斎藤医院には常に看護師が勤務しているので、保育士が必要だと思っていた。要するに看護師と保育士を取り違えていたことを勘違いだと回答している。したがって、看護師が1人、保育士が1人、計2人が配置されていたといことで、国の要綱通りの認識だったのか、それとも市の要綱では看護師は1人、保育士はゼロ、計1人、すなわち保育士と看護師を取り違えていて、単純に考えればそういう解釈も成り立つと思った。

それにしても、もし市の要綱が国の要綱と違うというのが日常的なものだと斎藤医院が把握していたのであれば、改正を促さなかったのか。

子育て支援課長

私の認識は先ほどから何度も申し上げているように、看護師はすでにいるので、保育士を新たに取っておられたと思う。要綱の件は、市は申し訳なかったが、斎藤先生に市の要綱をお示しして契約を交わすことはなかったようだ。すなわち要綱をつけずに委託契約をしていたようだ。

西村委員

8月9日の調査会の時に、補助金返還についてということでワンペーパーに基づいて質疑を行ったわけだが、この時点で補助金受入れ実績として5年間にわたる数値を出しながら、補助金返還の理由についても触れながら説明をされた。これは何が返還の対象になるということなのか。

健康福祉部長

12月に聞き取りにあって、その内容で色々と整理して、1月の実績報告になる。市の要綱の改正漏れのために、利用者1名、2名と利用者4名の時の体制が、この要綱と食い違っていたと判断していたので、それに基づいて補助金の返還が出てくると報告させて頂いた。ただ、実態は8月の当時とは大きく変わっており、適正な関り

西村委員

とケアが行われていたというように変わってきたというところである。
ちょっと置く。

柳楽委員長

他に。

布施委員

11月20日に、国はそうであったにも拘らず、県と市で適切に判断してもらいたいとあるが、今日は何日か。スピード感をもって対応せずに先延ばしにするから被害者が出る。ここにそこまで書いてあるなら、文書に書かれているとおりになぜやらないのか。

健康福祉部長

おっしゃるとおり。現在は県と協議している。私どもが正しかったと主張しているが最後の結論にたどり着いていない。

布施委員

浜田市側の結論は出ていて、県は浜田市の主張を聞いていないのか。

子育て支援課長

20日のこの文書をもって、22日に私一人で県に出向いて話を聞いている。国が要綱をこうだと言っているのだから、それに従うべきだと県は言うので、帰ってきてもう1度先生と適切にケアをしていたと報告する予定であったが、今回陳情が出てストップしている。

布施委員

いつをもって決着するのか。県の回答を待って、浜田市の言い分は言っているから、県の回答を待つのか。年度内とか、今年中とか、事実確認をしてから決めようといったことは決まってないのか。

健康福祉部長

最終的な打ち合わせには至っていない。ただ、お互い年内という気持ちはある。出来るだけ急ぎたい。

柳楽委員長

他に。

(「なし」という声あり)

柳楽委員長

続いて、陳情審査に入る。審査の参考に執行部に確認しておきたいことは。

(「なし」という声あり)

議題9 陳情審査

(2) 陳情第2号 浜田市社会福祉協議会の適切な運営を求める陳情について 所管事務調査(4) 浜田市社会福祉協議会への委託事業について

柳楽委員長

これも同様に、所管事務調査(4) 浜田市社会福祉協議会への委託事業についてと関連があるので、先に所管事務調査の説明と質疑を行いたいが、よろしいか。

(「はい」という声あり)

柳楽委員長	執行部から説明をお願いします。地域福祉課長。
地域福祉課長	(以下、資料をもとに説明)
布施委員	委員から質疑は。
布施委員	陳情付託を見られたと思うが、ここに書いてある陳情内容の事実について、無いことが書かれたと思うのだが根拠は調べたか。それについての報告がないのだが。
地域福祉課長	陳情内容に書いてある不適切な運用と挙げられたリース契約の経緯については、社協の担当課長に会って確認した。社協の規程にそって適正に処理されていたことが確認できた。
布施委員	適正に処理されていたということは、最終的にはそうなるかもしれない。内容の部分でこういうことがあるのでは。信用関係だ。片方で値段を提示させておいて、有利な方とリース契約をすること。内容は聞き取りされたのか。
地域福祉課長	内容について、陳情には中古の機械云々とあるが新しい機械を入れている。また、仕様書通り2社から見積り合わせをし、その上で落札しており、適正に処理されていると判断した。
布施委員	今の答弁では判断しにくい。内容を漏らしたかどうかということもあると思う。それで、陳情で指摘された内容が事実かどうかは尋ねたのか。
地域福祉課長	実際担当課長から聞き取りもした。事務局長にも会って話を聞いた。こういった入札案件は必ず事務局長の決済処理が入る。社協の不適正はないと私は思う。
芦谷委員	このご案内のリース料は、先ほど配布された表の裏側、指定管理料の中の経費で良いのか。
地域福祉課長	このリース契約は委託とは関係ない。社協の単独事業。
芦谷委員	したがって市の公費は入っていないということか。
地域福祉課長	おっしゃるとおり。
芦谷委員	外部や市の監査は入らず、社協の内部監査が入るのみか。
地域福祉課長	おっしゃるとおり。
芦谷委員	社協の中の監査や内部検査において、このような指摘があったのか。
地域福祉課長	こういった指摘は見受けてない。
芦谷委員	浜田市の補助金や指定管理料や委託事業が入れば、市の監査が入るのだが、このような指摘が外部から入った場合、しかるべきとこ

地域福祉課長

ろの監査を受けるようにするのはどうか。

社協については、これまで県の法人監査が行っていた。今は、市の地域福祉課に専属の者がおり、それによる法人監査を実施している。過去に平成 25 年、27 年に実施したが指摘は見受けられなかったが、今後平成 29 年度においても、来年 1 月中旬を予定しているが、社協に法人監査が入る予定。

芦谷委員

監査の対応については了解した。

柳楽委員長

その他。

(「なし」という声あり)

柳楽委員長

続いて、陳情審査に入る。審査の参考に執行部に確認しておきたいことは。

(「なし」という声あり)

議題 9 陳情審査

(3) 陳情第 3 号 民生委員の空白地域解消並びに民生委員の負担軽減を求める陳情について

所管事務調査 (3) 民生児童委員に関する状況等について

柳楽委員長

これも同様に、所管事務調査 (3) 民生児童委員に関する状況等についてと関連があるので、先に所管事務調査の説明と質疑を行いたいが、よろしいか。

(「はい」という声あり)

柳楽委員長

執行部から説明をお願いする。地域福祉課長。

地域福祉課長

(以下、資料をもとに説明)

委員から質疑は。

田畑委員

今 175 名の民生児童委員がいるとのことだが、平均年齢は。

地域福祉課長

はっきり年齢をお答えできないが、外観で判断すると 60 代後半が多いと思う。

田畑委員

民生児童委員になってくださいとお願いしてやってもらっている。地区の民生児童委員会に活動費が入るのだが、委員の処遇改善をしてあげないと、70 代の方に役を負わせるのは酷だ。不可能だ。

地域福祉課長

委員さん言われる通りである。複数の自治体が所管していること。業務量が多い、地域コミュニティが広い、高齢化による担い手不足、これらの状況があり、なって頂く方がいない。浜田市だけの問題ではなく他市も同様の問題を抱えていると思う。何とか若い方にやっ

てもらえるように働きかけるしかないのかなとしか言えない。

田畑委員

民生児童委員はその地域で大変重要な役。課長自ら民生児童委員の会議に出てもらいたい。民生児童委員の実態を把握しておかないと。いまの課長のような答弁だと、そのうち浜田市は民生児童委員がいなくなる。この人たちでないとできない仕事がある。近いうち民生児童委員が、存在しないという地域が発生するだろう。会議に臨み、実態を把握するのは自らやらないと。

地域福祉課長

重く受け止めてやっていきたい。

柳楽委員長

他に。

芦谷委員

私の理解では、厚労省は民生児童委員の定数を削減しようという動きがあったと聞いているのが1点。また、民生児童委員1人当たり世帯数が400から30とアンバランス。受け持ちの差をどうするか。このデコボコの調整と定数の動きについて聞く。

地域福祉課長

定数の動きは把握していない。民生児童委員1人当たりの世帯数にはバラつきがある。来年は改選期でもあり、地区の見直しといった要望も受けている。改選期までに見直しを行う予定にしている。

芦谷委員

この陳情が問題にしているのは受け持ち世帯数のバランスだと思っている。これをカバーする意味で、地域福祉活動として社会福祉協議会がある。そこに福祉員というのがある。地区社会福祉協議会や福祉員が、民生児童委員と連携すれば良いのでは。

地域福祉課長

委員が言われた内容は、民生児童委員協議会の中でも、連携の在り方について協議させていただきたい。

芦谷委員

災害時の関係も含めて、民生児童委員がやって良いもの、相応しくないものなどを吟味して。是非答弁のことはやっていただきたい。

村武委員

陳情の内容の中で、高齢者や困窮者等の情報提供が適切にされていないとあるが、どのようにしているのか。

地域福祉課長

民生児童委員の守秘義務は、民生委員法第15条で義務付けられている。民生児童委員さんへの情報提供については、法律に基づく避難困難要支援者名簿等、民生児童委員や地域の方へ情報を提供し共有する場合もある。しかしながら、本人や家族の意向もあるので、一律に提供はしていない。民生児童委員から個別相談も受けるので、このような資料提供をする場合もある。

村武委員

情報がきちんと民生児童委員に伝わらないと動きが取れない場合もあるのでよろしくお願ひしたい。また、欠員の地区で声を掛けて

も、なかなか民生児童委員になる人がいない難しい現状がある。市全体で地域のつながりを深める取り組みが必要では。

柳楽委員長

西村委員。

西村委員

村武委員の質疑で、一律には民生児童委員に情報提供はしてないとのこと。個々に条件に応じてということか。何かあるごとに情報提供をするということか。それはそれで大変だ。

地域福祉課長

一律に情報提供している部分も当然ある。要介護の方の情報など個別の情報は、本人や家族の同意が必要であるということで、より慎重に、一律に情報提供はしていない。厚労省もこの件については、アンケート調査をしているところであるが、なるべく必要な情報は提供していきたいと考える。

西村委員

わかった。次に保護の関係で、定期的に文書を受給者に配布するような任務が民生児童委員にあるのか。また、実態として行っても会えなくて、郵便ポストなどに投函したり、逆に会えて効果があったり、いやそれさえつかめてない状況なのか。

地域福祉課長

配付の仕方だが、浜田市では決定通知書を民生児童委員に經由して受給者に通知しており、旧浜田市の時からである。法律上の取り決めは無いが、便宜上お願いしている。負担に思うという意見は直接聞いていないが、自分の担当する被保護者と関わりを持つ1つの方法として足を運ぶことを望む民生児童委員の意見もある。先ほどについてだが、行って会えるのかということについてはバラバラである。郵送という手もあるが、今後検討したい。

西村委員

実態を知りたいのが1番だったのだが、言われる通りだと。民生児童委員もいろんな方がおられるが、方向性としてはそれで良いのでは。市が結果として民生児童委員の状況をしっかり把握されておれば良いと思う。

村武委員

欠員の地区は何もされていないのか。

地域福祉課長

申し訳ないが、近くの民生児童委員にお願いしている。

村武委員

民生児童委員の負担が大きくなっているということか。例えば、その地区以外の方が担当になるのは。

地域福祉課長

住んでいる地区の実態を知っている中から行動して頂く意味なので、地区内の方をお願いしている。委員の言われたことについて、可能かどうか来年度に向けて協議して行きたい。

村武委員

殿町は2地区あるが、一方が欠員でもう1つの地区から民生児童

柳楽委員長

委員に出て頂くことが可能なら検討して頂きたい。

続いて、陳情審査に入る。審査の参考に執行部に確認しておきたいことは。

(「なし」という声あり)

議題 10 所管事務調査

(1) 平成 29 年度末に終了する各種計画の進捗状況について

柳楽委員長

この件について、医療保険課長。

医療保険課長

(以下、資料をもとに説明)

柳楽委員長

説明が終わった。委員から質疑は。

(「なし」という声あり)

議題 11 執行部からの報告事項

(1) 浜田市保健医療福祉総合計画等の改定の進捗状況及びパブリックコメントの実施について

柳楽委員長

続いて執行部からの報告事項に入る。順次報告をお願いする。

この件について、地域福祉課長。

地域福祉課長

(以下、資料をもとに説明)

柳楽委員長

委員から質疑は。

(「なし」という声あり)

(2) 特別養護老人ホーム・グループホームへの自宅からの待機者数調査結果について

柳楽委員長

この件について、健康長寿課長。

健康長寿課長

(以下、資料をもとに説明)

柳楽委員長

委員から質疑は。

(「なし」という声あり)

(3) 放課後児童クラブ（杉の子第 3 学級）の増設について

(4) 浜田市子育て支援センターの検討状況について

柳楽委員長

2 件まとめて報告をお願いする。子育て支援課長。

子育て支援課長

(以下、資料をもとに説明)

柳楽委員長

1 件ずつ質疑を受けたい。(3)について委員から質疑は。

澁谷委員

松原小や三階小などクラスが余っている段階で、教育委員会との

連携で校区の見直しをせずに学校内にまた建てるのはどうかと思う。
何年間使うつもりか。

子育て支援課長

5年以内の建て替えはないと聞いた。何年使うかだが、最低でも5年は使うが、その後は児童数との兼ね合い。今は学校に入っている2クラス分も、外を使ってくれと言われるかもしれない。今聞いているのは、5年間は建て替えがないことと、校区の見直しもない。リースも検討したが、3年を超えてそのまま建てておこならリースより無駄がないと建築から聞いた。

澁谷委員

校庭の東西南北、どこに建つのか。

子育て支援課長

東西南北は分からないが、石見小体育館向かって左側、陸上競技場との間にスペースがあり、その近くで、タイヤの跳び箱遊具を1、2個外さないといけないかなと思われる、あのあたり。

澁谷委員

トラックが狭くなるといったことはないのか。

子育て支援課長

トラックには影響がないと考える。

澁谷委員

2200万のコストが適正なのか。坪単価は。

子育て支援課長

80万くらい。

澁谷委員

高いように思うが。

子育て支援課長

8万だ。

澁谷委員

嘘だろ。平米は。

子育て支援課長

86万。

澁谷委員

坪単価は。積算が甘いのではという指摘をしているのだけど。

子育て支援課長

三階小のは持ち合わせてないのだが、三階小さくら学級を基本に設計してもらった。今回は浄化槽を学校に繋げるということ。

澁谷委員

三階小のさくら学級もそんなに立派な建物ではない。内装が高価な雰囲気でもない。三階小のさくら学級も高いまま契約しているのではないか。よく検討してほしい。

子育て支援課長

建築ともよく協議したいと思う。

柳楽委員長

他に。

村武委員

杉の子学級の待機児童がある問題について知ってはいたが、30年1月というかなり早い着工にびっくりした。もう少し丁寧に考えて進めないところなるのではないかと思う。杉の子学級の支援員にお話を聞いたら、この第3学級の増設をご存じなかったようだ。お話をされているのか。

子育て支援課長

途中経過は私も分からないが、このように決まってからはきちんと

	と報告はさせていただいたつもりだが。
村武委員	現場の支援員さんの意見も、現場で子どもを一番身近に見ているのだから、意見を聞き取りして欲しい。これだけ細かい予算が決まっているのなら、備品等も決まっているのだと思うが、何か備品で欲しいもの等の聞き取りはされているのか。
子育て支援課長	備品購入については、さくら学級を参考に決めている。これをベースに現場の支援員さんとやりとりするつもりでいる。
村武委員	さくら学級を建てた後に気づいた課題があるはず。子どもたちが放課後を過ごす場となるので、きちんと意見を聞いて進めていただきたい。1月着工を私も心配している。増設が決まっているようだが、これを増設するのではなく、例えば地域の方の主催する教室だとか、杉の子学級の支援員さんにも聞いたが、児童館とか、そういうことは考えになかったのか。
子育て支援課長	放課後児童教室とかあるのは存じているし、こちらの放課後児童クラブさんが、いろいろ地域と連携しているのは知っている。ただ、他の児童クラブは毎日、土曜もやっているし、夏休みも朝から夕方までやっている。単発的にその一部分を協力してもらうのは可能かも知れないが、全てを委託にしてなおかつ場所も提供して、というのは難しいと私自身は思っている。ただ、交渉したかと言われたらそこまではやっていない。
村武委員	この計画はタイトな時間で進められているので、そこまで考える余地がなかったのかもしれない。待機児童の対応も必要だが、長い目を見て、地域の方や、そういったものも進めて頂きたい。というのも、今、児童クラブに入っている子どもが必ずここに入らないといけないものではないのかなど。週に何度かでも地域での受け入れがあれば、児童クラブに入らなくても良い子どもがいるのではないかと。
子育て支援課長	現場を預かる子育て支援課としては、受け皿をまずは用意してからの話かと考えた。急に12月にぽんと出たものでないことはご理解いただきたい。
柳楽委員長	他に。 (「なし」という声あり)
柳楽委員長	(4)について委員から質疑は。
澁谷委員	最初から不信感の塊。今年予算委員会の時に市長が突然、子育て

て福祉センターを総合福祉センターの横に作りたいと市長から提案があった。地元議員にも説明がない。福祉環境委員会にも報告がない。未だにない。公共施設を新しく作るとしたら、余程慎重でないといけない。それなのに、できるのが当たり前のようになってきている。全く支離滅裂だと思っている。一方では中期財政計画系では厳しいことを言っているが、口だけ。全体的には増やすことばかり。統合幼稚園もその辺りに作りたいという話。訳が分からない。余程丁寧に、正副委員長に対して意見を聞いていただくとか、余程丁寧にするのが筋だと思うが。

子育て支援課長

私もそう思っている。こちらもタイトなスケジュールだと思うが、議員さんとは色んな話をしたりし、情報提供していただいている。どこかのタイミングで他の委員さんにもご意見をうかがいたい。

澁谷委員

公共施設再配置計画によると、作るより倍くらい減らさないとならない。どういうふうなお考えか。

子育て支援課長

子育て支援センターは600平方メートルで、移転に関しては、同規模を課としては考えているが、それありきではない。それも含めて検討しなければと思う。ただ。もし600平方メートルと同じ規模となる場合、三隅の老人福祉センターを解体ということになっている。

健康福祉部長

福祉の関係で言うと、やすらぎの家のように、旭からも譲渡できないかという話が出ている。三隅も1か所あるようだ。

澁谷委員

他の部がそういうことをきちんとできない状況の中で、福祉はきちんと対応できることを見せて欲しいと思う。

布施委員

澁谷委員と質問は同じだが、課長の説明によるとほとんど建て替えありきで進めている状態。第1回検討委員会でも出ていたが、利用者の人数だけでなく目的等もしっかり整理して、建て替えなのか現状維持か議論してなら良いが、建設ありきで提案されている。順序が違うといつも思っている。基本構想の委託業者もあるが、株式会社ジャクエツの会社の実績はどうか。

子育て支援課長

先ず、支援センター建設ありきについてだが、老朽化によって建て替えが必要だということは数年来議論されている。2、3月の委員会でも話をさせてもらった。ただ老朽化したから建て替える、では不十分ではないか。ということで、支援センターの意義をしっかりと持たねばと思っている。ジャクエツは保育園、幼稚園園舎の建て

<p>布施委員 子育て支援課長 布施委員</p>	<p>替え実績を持った会社である。 子育て支援センターの実績はないのか。 子育て支援センターは携わってないようだ。 うちの家内が週一ボランティアで、このセンターに携わっているが、利用者はほとんどが転勤者。地元の方はあまり利用していない。利用者は建物の古さをあまり気にしていない。人とふれあうことが大事ということで、利用者は喜んでおられる。行政から見ると古くなったから建て替えるというのもわかるが、本来の利用者の声も聞いてほしい。目的や意義を踏まえてしっかり検討して、その上で次の段階に移って欲しい。</p>
<p>子育て支援課長</p>	<p>私もほんの短い時間で行くと親しみを覚えて良いなと思うが、天 上は雨漏りもするし、かなりひび割れしている。建て替えは目的を もって、浜田の子どもたちが集まって、遊育ができるようなシンボ ル的なセンターが作りたい。</p>
<p>田畑委員</p>	<p>ほぼ総合福祉センターの所に移転するようだが、工夫がない。全 国的に見るとイオンモールの中に入れさせてもらったりしている。 野原に移転する理由がない。色んな角度から判断したけどここしか ないというなら別だが、芸がない。もっと調べた上で資料を作って 来い。言っていることとやっていることがあまりに違うことをしよ うとしているわりには知恵がない。</p>
<p>子育て支援課長</p>	<p>改築についてはもう 10 年弱前から色々あったと思う。その中 には今までも先輩方が色んな知恵を出してきておられたと思うが、最 終的には野原か現地かという 2 案に絞られたものと思われる。しか し全国的な事例についてももう少し調べてみる。</p>
<p>柳楽委員長</p>	<p>他に。 (「なし」という声あり)</p>

(6) その他

<p>柳楽委員長</p>	<p>配布資料が 1 件ある。ご確認をお願いします。 その他、執行部から何かあれば。 (「ありません」という声あり) 今回の配布物を除く報告事項について、最終日 12 月 19 日の全員 協議会での報告事項とされるか、委員会として<報告をするもの>、 <しないもの>、<資料の提出に留めるもの>を決定したい。</p>
--------------	--

地域福祉課長

- (1) 資料配布のみ
- (2) 〃
- (3) 〃
- (4) 〃
- (5) 〃

柳楽委員長

執行部からの提案でよろしいか。

(「はい」という声あり)

執行部から他に。

環境課長

午前中にありました三隅霊園の状況について報告する。三隅霊園は平成 27 年度に 152 区画造成した。その中で 17 区画は三隅道路の移転先の確保として、それを除いた 135 区画が一般使用。27 年秋募集開始し、今現在 72 区画が使用済み。空きは 63 区画。今後 9 区画使用予定。永代使用料 46 万円、年間の維持管理費が 5,000 円、5 年間分 25,000 円先払いの金額設定。これから正月に向けて帰省シーズンにお墓の話になる可能性もある。何とか埋まるよう P R していただきたい。チラシを配布したりもしている。

柳楽委員長

では、執行部の皆さんはここで退席されて構わない。

《 執行部退室 》

委員も暫時休憩とする。再開は 16 時丁度とする。

[15 時 51 分 休憩]

[16 時 00 分 再開]

柳楽委員長

委員会を再開する。これより執行部提出の議案 8 件について採決を行う。

○「議案第 62 号 浜田市やすらぎの家条例の一部を改正する条例について」

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議は。

(「なし」という声あり)

異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

○「議案第 66 号 浜田市水道給水条例について」

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方の挙手を求める。

(挙手多数)

賛成多数と認め原案のとおり可決すべきものと決した。

○「議案第 75 号 指定管理者の指定について(ラ・ペアーレ浜田)

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議は。

(「なし」という声あり)

異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

○「議案第 76 号 指定管理者の指定について(浜田市火葬場及び浜田市弥栄火葬場)

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議は。

(「なし」という声あり)

異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

○「議案第 77 号 指定管理者の指定について(浜田市旭火葬場)

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議は。

(「なし」という声あり)

異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

○「議案第 78 号 指定管理者の指定について(浜田市三隅火葬場)

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議は。

(「なし」という声あり)

異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

○「議案第 84 号 財産の無償譲渡について(浜田市やさかやすらぎの家)

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議は。

(「なし」という声あり)

異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

○「議案第 85 号 財産の減額譲渡について(長浜町 1900 番の宅地)

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議は。

(「なし」という声あり)

異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

続いて陳情審査に入る。

○「陳情第1号 病児保育の継続、実態、要綱について理解できる説明を求める陳情について」

委員からご意見をお聞きする。

澁谷委員

12月に執行部が対応すると言っているので、継続でどうか。

西村委員

今までずっとそういう感じできたから、今も協議を重ねている。何度もそういう質疑応答を繰り返してきた。そういう意味ではどこまで期待できるかも分からない。継続については賛成しかねる。

布施委員

陳情の趣旨によると、病児保育所の継続を望んでおられて、斎藤医院さんも1月に向けて再開したいとおっしゃっている。浜田市が疑義があるにしても、要綱の解釈で自分たちが違っていただけと言った。中身についてのやり取りは難しいかもしれないが、陳情の内容はそのとおりだと思う。採決としたい。

柳楽委員長

その他の意見は。継続に賛成の方の挙手を。

[挙手1人]

田畑委員

この陳情について執行部に質疑する中で、いずれにしても浜田市が悪かったと認めている。内容は色々あろうかと思うが、最終的には病児保育所を早く継続して欲しいという趣旨なので。あと文書管理システム、これ当たり前のことが書いてある。陳情の目的については私は良いと思う。

柳楽委員長

採決は、委員会条例の規定により問題を可とすることでお諮りする。

本陳情について、採択とすべきものとするに賛成の委員の挙手を求める。

[賛成者 挙手]

賛成多数で採択とすべきものと決しました。

○「陳情第2号 浜田市社会福祉協議会の適切な運営を求める陳情について」

委員からご意見をお聞きする。

澁谷委員

先日まで監査委員だった責任を痛感している。年間スケジュールがかなり決まっていて入り込む余地がなかった。これは弁解だが。

ご指摘のように非常にまずかった。反省している。この趣旨は大変理解する。

芦谷委員

私の理解では、社会福祉協議会と市の関係。指定管理と一般の補助金が入れば市の監査権限が及ぶと思っている。委託なら、委託する主管課の監査が及ぶと思っている。平成 19 年に市の監査委員が入ったが、社会福祉法が改正され、内部監査が厳密化された。今日のような場合はむしろ、協議会の中の監査をしっかり果たしてもらわねばならない。

柳楽委員長

他に。

(「なし」という声あり)

採決は、委員会条例の規定により問題を可とすることでお諮りする。

本陳情について、採択とすべきものとするに賛成の委員の挙手を求める。

[賛成者 挙手]

挙手多数で採択とすべきものと決しました。

○「陳情第 3 号 民生委員の空白地域解消並びに民生委員の負担軽減を求める陳情について」

委員からご意見をお聞きする。

西村委員

どこまで陳情内容で述べていることが事実なのかという点が、今日の執行部とのやり取りだけでは確認ができないと思っている。そのためにも、どういう方法が良いのかは分からないが、それを確認するためには、この件については継続を要望したい。民生児童委員自体がすごい数おられるので、各々の置かれた状況、思いが違うだろうから、一括りにするのは簡単な技ではない。例えば民生児童委員が一堂に会する機会があるはずなので、ここで述べられているような状況がどれくらいあるか、それに対して民生児童委員が何を思うか、執行部が投げかけてみるとか。要は実態把握と民生委員がどう思っているか、把握する必要性を感じた。継続を要求したい。

(「なし」という声あり)

柳楽委員長

継続に賛成の方の挙手を求める。

[賛成者 挙手]

挙手少数で、採決を行う。

採決は、委員会条例の規定により問題を可とすることでお諮りする

る。

本陳情について、採択とすべきものとすることに賛成の委員の挙手を求める。

〔賛成者 挙手〕

賛成多数で採択とすべきものと決した。

以上で、福祉環境委員会に付託された案件の審査を終了する。

議題 12 その他

柳楽委員長

その他、委員から何かあれば。

(「なし」という声あり)

それでは、委員長報告については 12 月 19 日の表決までに正副委員長で作成し、皆さんに目を通していただき、よろしければ議場に配布したい。

以上で福祉環境委員会を終了する。

〔 16 時 25 分 閉議 〕

浜田市議会委員会条例第 6 5 条第 1 項の規定により、ここに委員会記録を作成する。

福祉環境委員長 柳楽 真智子